

# 入札注意書

第1条 入札希望者は、貸付公告、県有財産貸付に係る一般競争入札参加者募集要項及び本注意書を熟読のうえ入札してください。

第2条 現物と公示物件の数量と符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書を使用してください。

第5条 入札の際には、見積金額の100分の5以上の入札保証金を県に納付しなければなりません。

納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した〔自己宛小切手〕又は銀行等〔※1〕の保証のいずれかに限ります。

入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は第15条の契約保証金の一部に充当することができます。

※「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)」第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合

2 入札保証金は、各自封筒に入れて封をしてください。  
封筒の表には氏名又は名称を、裏には金額を記載してください。

3 開札後、非落札者には、入札保証金を返還します。

第6条 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）を記入するものとし、入札金額の記載は、算用数字を使ってください。  
なお、万年筆又はボールペンを使用してください。

2 入札書には、年額を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その理由の如何にかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札者としての資格がない者のした入札
- (2) 競争に際し不当に価格を引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を差し出さないもの
- (4) 入札保証金の額が見積金額の5/100に満たないもの
- (5) 同一の入札について、二以上の入札をした者のした入札
- (6) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (7) 入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 郵送をもって入札書を送付したもの
- (9) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

第9条 開札は入札者の面前で行います。

第10条 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再度入札を行います。  
ただし、入札執行者においてその必要がないと判断したときは再入札を止めることがあります。この場合異議の申立はできません。

第11条 入札は予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。  
ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

第12条 落札者が落札決定の日から7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しないときは、その落札決定を取消し、入札保証金は大分県に帰属します。

第13条 契約は契約書を作成し、県、落札者双方が記名押印したときに成立します。

第14条 次の各号に該当する公序良俗に反する使用等を禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員への使用させること、又は暴力団員に使用されることを知りながら第三者へ使用させること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ使用させること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ使用させること。

第15条 開札前の無効の申出又は落札宣言後の無効の申出は、どのような理由があっても受理しません。

第16条 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の10/100以上に相当する金額（第5条第1項の扱いに同じ）を納付しなければなりません。

第17条 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

第18条 本注意書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等の定めるところにより処理します。

大 分 県